

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第一各号ニの規定に基づく物質の有害性の程度に応じ環境大臣の定める係数の一部を改正する告示 新旧対照条文

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第一各号ニの規定に基づく物質の有害性の程度に応じ環境大臣の定める係数(傍線の部分は改正部分)
(平成十八年十二月環境省告示第四百十七号)(抄)

改正案

現行

汚染分類	物質	係数
一	(1) アクリル酸デシル	一〇、〇〇〇
X	(2) アジピン酸ジノルマルヘキシル	一〇、〇〇〇
一	(3) アジピン酸ジメチル	一〇、〇〇〇
	(4) アセトクロール	一〇、〇〇〇
	(5) アラクロール(濃度が九十重量パーセント以上のものに限り)	一〇、〇〇〇
	(6) アルカン(炭素数が六から九までのもの(ヘキサンを除く。))及び炭素数が六から九までのものの混合物に限る。	一〇、〇〇〇
	(7) アルキルジメチルアミン(アルキル基の炭素数が十二以上のもの及びその混合物に限る。)	一〇、〇〇〇
	(8) アルキルベンゼン(アルキル基の炭素数が四から八までのもの及びその混合物に限る。)	一〇、〇〇〇
	(9) アルケン酸アミド(アルケニル基の炭素数が十一以上のもの及びその混合物に限る。)	一〇、〇〇〇
	(10) イソホロンジイソシアナート	一〇、〇〇〇
	(11) ウンデシルアルコール	一〇、〇〇〇
	(12) ーウンデセン	一〇、〇〇〇
	(13) 塩化パラフィン(炭素数が十から十三までのもの及びその混合物に限る。)	二五、〇〇〇
	(14) 塩化パラフィン(炭素数が十四から十七までのもの及びその混合物であつて、塩素の含有量が五十重量パーセン	一〇〇、〇〇〇

汚染分類	物質	係数
一	(1) アクリル酸デシル	一〇、〇〇〇
X	(2) アジピン酸ジノルマルヘキシル	一〇、〇〇〇
一	(3) アジピン酸ジメチル	一〇、〇〇〇
	(4) アラクロール(濃度が九十重量パーセント以上のものに限り)	一〇、〇〇〇
	(5) アルカン(炭素数が六から九までのもの(ヘキサンを除く。))及び炭素数が六から九までのものの混合物に限る。	一〇、〇〇〇
	(6) アルキルジメチルアミン(アルキル基の炭素数が十二以上のもの及びその混合物に限る。)	一〇、〇〇〇
	(7) アルキルベンゼン(アルキル基の炭素数が四から八までのもの及びその混合物に限る。)	一〇、〇〇〇
	(8) イソホロンジイソシアナート	一〇、〇〇〇
	(9) ウンデシルアルコール	一〇、〇〇〇
	(10) ーウンデセン	一〇、〇〇〇
	(11) 掘削用ブライン(亜鉛塩を含むものに限り)	二五、〇〇〇
	(12) 航空用アルキレート(炭素数が八の	一〇、〇〇〇
	(13) 塩化パラフィン(炭素数が十から十三までのもの及びその混合物に限る。)	二五、〇〇〇
	(14) 次亜塩素酸カルシウム溶液(濃度が十五重量パーセントを超えるものに限	一〇〇、〇〇〇

(32)	自動車燃料用アンチノック剤（アル	二五、 〇〇〇
(31)	ジチオカルバミン酸アルキル（アル	一、 〇〇〇
(30)	ノール	一、 〇〇〇
(29)	二・六―ジ―ターシャリブチルフェ	二五、 〇〇〇
(28)	ジクロロベンゼン	一、 〇〇〇
(27)	一・三―ジクロロプロペン	一、 〇〇〇
(26)	ジイソプロピルベンゼン	一、 〇〇〇
(25)	ジクロロプロパン及びジクロロプロ	一、 〇〇〇
(24)	ペン（の混合物）	一、 〇〇〇
(23)	次亜塩素酸カルシウム溶液（濃度が	一、 〇〇〇
(22)	十五重量パーセントを超えるものに限	一、 〇〇〇
(21)	る。）	二五、 〇〇〇
(20)	コールタールピッチ	一、 〇〇〇
(19)	コールタール	一、 〇〇〇
(18)	一・五・九―シクロドデカトリエン	二五、 〇〇〇
(17)	シクロヘプタン	一、 〇〇〇
(16)	シクロヘプタン	一、 〇〇〇
(15)	シクロヘプタン	一、 〇〇〇
(14)	シクロヘプタン	一、 〇〇〇
(13)	シクロヘプタン	一、 〇〇〇
(12)	シクロヘプタン	一、 〇〇〇
(11)	シクロヘプタン	一、 〇〇〇
(10)	シクロヘプタン	一、 〇〇〇
(9)	シクロヘプタン	一、 〇〇〇
(8)	シクロヘプタン	一、 〇〇〇
(7)	シクロヘプタン	一、 〇〇〇
(6)	シクロヘプタン	一、 〇〇〇
(5)	シクロヘプタン	一、 〇〇〇
(4)	シクロヘプタン	一、 〇〇〇
(3)	シクロヘプタン	一、 〇〇〇
(2)	シクロヘプタン	一、 〇〇〇
(1)	シクロヘプタン	一、 〇〇〇

(42)	ナフタレン	一、 〇〇〇
(41)	ドデセン	一、 〇〇〇
(40)	ドデシルフェノール	一、 〇〇〇
(39)	ドデシルヒドロキシプロピルスル	一、 〇〇〇
(38)	ドデシルヒドロキシプロピルスル	一、 〇〇〇
(37)	トリメチルベンゼン	一、 〇〇〇
(36)	一・二・四―トリクロロベンゼン	一、 〇〇〇
(35)	一・二・三―トリクロロベンゼン	一、 〇〇〇
(34)	一・二・三―トリクロロベンゼン	一、 〇〇〇
(33)	テレピン油	一、 〇〇〇
(32)	テトラメチルベンゼン	一、 〇〇〇
(31)	多環式芳香族化合物（環の数が二以	二五、 〇〇〇
(30)	上のも及びその混合物に限る。）	一、 〇〇〇
(29)	ターシャリメチルペンチルエーテル	一、 〇〇〇
(28)	ターシャリメチルペンチルエーテル	一、 〇〇〇
(27)	フェニルエーテルの混合物	一、 〇〇〇
(26)	ジフェニルエーテル	一、 〇〇〇
(25)	ジフェニルエーテル及びジフェニル	一、 〇〇〇
(24)	ジフェニル	一、 〇〇〇
(23)	ジニトロトルエン	一、 〇〇〇
(22)	自動車燃料用アンチノック剤（アル	二五、 〇〇〇
(21)	キル鉛を含むものに限る。）	一、 〇〇〇
(20)	ジクロロベンゼン	一、 〇〇〇
(19)	一・三―ジクロロプロペン	二五、 〇〇〇
(18)	ジチオカルバミン酸アルキル（アル	一、 〇〇〇
(17)	ノール	一、 〇〇〇
(16)	二・六―ジ―ターシャリブチルフェ	一、 〇〇〇
(15)	ジクロロベンゼン	一、 〇〇〇
(14)	一・三―ジクロロプロペン	一、 〇〇〇
(13)	ジイソプロピルベンゼン	一、 〇〇〇
(12)	シクロプロパン及びジクロロプロ	一、 〇〇〇
(11)	ペン（の混合物）	一、 〇〇〇
(10)	次亜塩素酸カルシウム溶液（濃度が	一、 〇〇〇
(9)	十五重量パーセントを超えるものに限	一、 〇〇〇
(8)	る。）	二五、 〇〇〇
(7)	コールタールピッチ	一、 〇〇〇
(6)	コールタール	一、 〇〇〇
(5)	一・五・九―シクロドデカトリエン	二五、 〇〇〇
(4)	シクロヘプタン	一、 〇〇〇
(3)	シクロヘプタン	一、 〇〇〇
(2)	シクロヘプタン	一、 〇〇〇
(1)	シクロヘプタン	一、 〇〇〇

物質	Y類	二
(78) 磷酸トリキシリル	一、 〇〇〇〇	一、 〇〇〇〇
(77) 磷酸トリイソプロピルフェニル	一、 〇〇〇〇	一、 〇〇〇〇
(76) 磷酸アルキルアリール（磷酸ジフェニルトリルの含有率が四十重量パーセント以上であつて、オルト異性体が〇・〇二重量パーセント以下のものに限る。）	一、 〇〇〇〇	一、 〇〇〇〇
(75) ラウリン酸	一、 〇〇〇〇	一、 〇〇〇〇
(1) アクリルアミド溶液（濃度が五十重量パーセント以下のものに限る。）	二五	二五
(2) アクリル酸	一〇	一〇
(3) アクリル酸アルキル及びビニルピリジンの共重合体のトルエン溶液	二五	二五
(4) アクリル酸エチル	二五	二五
(5) アクリル酸二―エチルヘキシル	一〇	一〇
(6) アクリル酸二―ヒドロキシエチル	一〇	一〇
(7) アクリル酸ブチル	一〇	一〇
(8) アクリル酸メチル	二五	二五
(9) アクリロニトリル	二五	二五
(10) アクリロニトリル及びスチレンの共重合物（ポリエーテルポリオール中に分散されたものに限る。）	一〇	一〇
(11) アシッドオイル（植物油、パーム油又はパーム核油の精製の際に生ずるものに限る。）	一〇	一〇
(イ) アシッドオイル（植物油又はパーム油の精製の際に生ずるものに限る。）	一〇	一〇
(ロ) アシッドオイル（パーム核油の精製の際に生ずるものに限る。）	一〇	一〇
(12) アシッドオイル（大豆油、とうもろこし油及びひまわり油の精製の際に生ずるものの混合物に限る。）	一〇	一〇
(13) 亜硝酸ナトリウム溶液	一〇	一〇
(14) アジピン酸オクチルデシル	一〇	一〇
(15) アジピン酸ジイソノニル	一〇	一〇
(16) アジピン酸ジ―二―エチルヘキシル	一〇	一〇

(28) アルキルポリグルコシド溶液（アルキル基の炭素数が八から十までのもの及びアルキル基の炭素数が十二から十四までのものの混合物（アルキル基の炭素数が八から十までのものの濃度が四十重量パーセント以下であつて、濃度が五十五重量パーセント以下のものに限る。）	一〇	一〇
(イ) アルキルポリグルコシド溶液（アルキル基の炭素数が八から十までのもの及びアルキル基の炭素数が十二から十四までのものの混合物（アルキル基の炭素数が八から十までのものの濃度が四十重量パーセント以下であつて、濃度が五十五重量パーセント以下のものに限る。）	一〇	一〇
(ロ) アルキルポリグルコシド溶液（アルキル基の炭素数が八から十までのもの及びアルキル基の炭素数が十二から十四までのものの混合物（アルキル基の炭素数が八から十までのものの濃度が五十重量パーセント又は六十重量パーセント以上のものに限る。）	一〇	一〇
(27) 長鎖アルキルフェニールカルシウム塩（アルキル基の炭素数が五から十までのもの及びその混合物に限る。）	一〇	一〇
(26) アルキルフェニルアミン（アルキル基の炭素数が八又は九のもの及びその混合物に限る。）の芳香族系の物質を溶媒とする溶液	一〇	一〇
(25) アルキルジチオ磷酸亜鉛（アルキル基の炭素数が三から十四までのもの及びその混合物に限る。）	一〇	一〇
(24) アルキル化ヒンダードフェニール（アルキル基の炭素数が四から九までのもの及びその混合物に限る。）	一〇	一〇
及びその混合物に限る。）	一〇	一〇

(33)	(32)	(31)	(30)	(29)	(28)	(27)	(26)	(25)	(24)	(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)
長鎖アルキルアリアルポリエーテル (アルキル基の炭素数が九から二十ま でのもの及びその混合物に限る。)	長鎖アルキルアリアルスルホン酸マ グネシウム(アルキル基の炭素数が十 一から五十までのもの及びその混合物 に限る。)	長鎖アルキルアリアルスルホン酸バ リウム(アルキル基の炭素数が十一か ら五十までのもの及びその混合物に限 る。)	長鎖アルキルアリアルスルホン酸(ア ルキル基の炭素数が十六から六十ま でのもの及びその混合物に限る。)	アルキルアリアルジチオリン酸亜鉛(ア ルキル基の炭素数が七から十六まで のもの及びその混合物に限る。)	アルキルアミンリン酸エステル(アル キル基の炭素数が十二から十四までの もの及びその混合物に限る。)	長鎖アルカン酸銅塩(炭素数が十七 以上のもの及びその混合物に限る。)	亜リン酸アルキル(アルキル基の炭素 数が十から二十までのもの及びその混 合物に限る。)	アリアルアルコール	亜硫酸ナトリウム溶液(濃度が二十 五重量パーセント以下のものに限る。)	フィン基の炭素数が十一から五十まで のもの及びその混合物に限る。)	二アミノイソプロピルアルコール	亜麻仁油	アニリン	アセトンシアンヒドリン	アセトニトリル(濃度が八十重量パ ーセント以上八十五重量パーセント以 下のものに限る。)	アジピン酸ジトリデシル
○	—	○	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(49)	(48)	(47)	(46)	(45)	(44)	(43)	(42)	(41)	(40)	(39)	(38)	(37)	(36)	(35)	(34)	(33)	(32)	(31)	(30)	(29)	
二エチルヘキサン酸	二エチル—三—プロピルアクロレ イン	二エチル—二—(ヒドロキシメチ ル)プロパン—一—三—ジオールアル キルエステル(アルキル基の炭素数が 八から十までのもの及びその混合物に 限る。)	エチルシクロヘキサン	N—エチルシクロヘキシルアミン	エチルトルエン	エチルシクロヘキサン	エチルアミン及びその溶液(濃度が 七十二重量パーセント以下のものに 限る。)	エタノールアミン	エチリデンノルボルネン	三—ヒドロキシペンチル	イソ酪酸二・二・四—トリメチル— ウンデカン酸	イソホロンジアミン	イソプロピルシクロヘキサン	イソプロピルエーテル	イソプロピルアミン	イソブレン	イソペンタニール	アルケン酸カルボキシアミド亜鉛 —アセトン以下のものに限る。)	アルケン酸カルボキシアミド亜鉛 —アンモニア水(濃度が二十八重量パ ーセント以下のものに限る。)	アルキルポリグルコシド溶液(アル キル基の炭素数が十二から十四まで のもの及びその混合物であって、濃度 が五十五重量パーセント以下のもの に限る。)	アルキルポリグルコシド溶液(アル キル基の炭素数が八から十までのもの 及びその混合物であって、濃度が六十 五重量パーセント以下のものに限る。)
二五	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(195)	(194)	(193)	(192)	(191)	(190)	(189)	(188)	(187)	(186)	(185)	(184)	(183)	(182)	(181)	(180)	(179)	(178)	(177)	
一・四―ジオキサン	ジエチルベンゼン	ジエチルアミン	ジエチルアミノエタノール	二・六―ジエチルアニリン	ジエタノールアミン	ジイソプロピルナフタレン	ジイソプロピルアミン	ジイソブチレン	ジイソブチルケトン	次亜塩素酸ナトリウム溶液（濃度が十五重量パーセント以下のものに限る。）	次亜塩素酸カルシウム溶液（濃度が十五重量パーセント以下のものに限る。）	硝酸アルキル（アルキル基の炭素数が七から九までのもの及びその混合物に限る。）	硝酸及び硝酸第二鉄の混合溶液	硝酸	パラシメン	脂肪族アルコールポリエトキシラート（セコンダリアルコールでその炭素数が六から十七までのものであって、重合度が七から十二までのもの及びその混合物に限る。）	脂肪族アルコールポリエトキシラート（セコンダリアルコールでその炭素数が六から十七までのものであって、重合度が三から六までのもの及びその混合物に限る。）	脂肪族アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が十二から十六までのものであって、重合度が二十以上のもの及びその混合物に限る。）	脂肪族アルコールポリエトキシラート（メチルアルコールを除く。）及びその混合物に限る。）
二五〇	一〇	一〇	二五〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	

(277)	(276)	(275)	(274)	(273)	(272)	(271)	(270)	(269)	(268)	(267)	(266)	(265)	(264)	(263)	(262)	(261)	(260)	(259)
イン基の炭素数が二十八から二百五十	ポリオレフィンアミン（ポリオレフィンその混合物に限る。）	数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。）	ンほう酸塩（ポリオレフィン基の炭素数が二十から二百五十までのもの及びその混合物に限る。）を溶媒とする溶液	ポリオレフィンアミドアルケンアミン（ポリオレフィン基の炭素数が十七以上のもの及びその混合物に限る。）	ポリオレフィンアミドアルケンアミン（ポリオレフィン基の炭素数が十七以上のもの及びその混合物に限る。）	の及びその混合物に限る。）												
一	一	一	一	一	一	二五〇	二五〇	一	一	一	一	一	一	一	二五〇	一	一	一

(254)	(253)	(252)	(251)	(250)	(249)	(248)	(247)	(246)	(245)	(244)	(243)	(242)	(241)	(240)	(239)	(238)	(237)	(236)	(235)	(234)	(233)	(232)	(231)	(230)	(229)	(228)	(227)	(226)	(225)	
一・一・二	トリクロロエチレン	一・一・二	トリクロロエタン	一・一・一	トリクロロエタン	限る。)	酢酸グリシジル	トリアルキル(炭素数が十のものに限る。)	トリ油ピッチ	トール油	トール油																			
一・一・二	トリクロロエチレン	一・一・二	トリクロロエタン	一・一・一	トリクロロエタン	限る。)	酢酸グリシジル	トリアルキル(炭素数が十のものに限る。)	トリ油ピッチ	トール油	トール油																			
一・一・二	トリクロロエチレン	一・一・二	トリクロロエタン	一・一・一	トリクロロエタン	限る。)	酢酸グリシジル	トリアルキル(炭素数が十のものに限る。)	トリ油ピッチ	トール油	トール油																			

一	二	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
〇	五	一	五	〇	〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

(322)	(321)	(320)	(319)	(318)	(317)	(316)	(315)	(314)	(313)	(312)	(311)	(310)	(309)	(308)	(307)	(306)	(305)	(304)	(303)	(302)	(301)	(300)	(299)	(298)
五重量パーセント以下のものに限る。	硫酸アンモニウム溶液(濃度が四十重量パーセント以下のものに限る。)	四十までのもの及びその混合物に限る。	ウム塩(アルキル基の炭素数が八から四十までのもの及びその混合物に限る。)	長鎖硫化アルキルフェノールカルシウム	セメント未満のものに限る。)	落花生油(遊離脂肪酸が四重量パーセント未満のものに限る。)	量パーセント以下のものに限る。)	ラクトニトリル溶液(濃度が八十重量パーセント以下のものに限る。)	酪酸メチル	酪酸ブチル	酪酸													
五重量パーセント以下のものに限る。	硫酸アンモニウム溶液(濃度が四十重量パーセント以下のものに限る。)	四十までのもの及びその混合物に限る。	ウム塩(アルキル基の炭素数が八から四十までのもの及びその混合物に限る。)	長鎖硫化アルキルフェノールカルシウム	セメント未満のものに限る。)	落花生油(遊離脂肪酸が四重量パーセント未満のものに限る。)	量パーセント以下のものに限る。)	ラクトニトリル溶液(濃度が八十重量パーセント以下のものに限る。)	酪酸メチル	酪酸ブチル	酪酸													
五重量パーセント以下のものに限る。	硫酸アンモニウム溶液(濃度が四十重量パーセント以下のものに限る。)	四十までのもの及びその混合物に限る。	ウム塩(アルキル基の炭素数が八から四十までのもの及びその混合物に限る。)	長鎖硫化アルキルフェノールカルシウム	セメント未満のものに限る。)	落花生油(遊離脂肪酸が四重量パーセント未満のものに限る。)	量パーセント以下のものに限る。)	ラクトニトリル溶液(濃度が八十重量パーセント以下のものに限る。)	酪酸メチル	酪酸ブチル	酪酸													

二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

(366)	(365)	(364)	(363)	(362)	(361)	(360)	(359)	(358)	(357)	(356)	(355)	(354)	(353)	(352)	(351)	(350)	(349)	(348)	(347)
化水素（炭素数が十から十四までのもの及びその混合物に限る。）	ポリイソブチレン（重合度が四以上のもの及びその混合物に限る。）	ポリアルキレングリコールモノアルキルエーテルアセタート（アルキル基の炭素数が一から六までのものであり、重合度が二から八までのもの及びその混合物に限る。）	ポリアクリル酸アルキル（アルキル基の炭素数が十八から二十二までのもの及びその混合物に限る。）のキシレン溶液	ホワイトスピリット（芳香族系成分の含有量が十五重量パーセント以上二十重量パーセント以下のものに限る。）	ホルムアルデヒド溶液（濃度が四十五重量パーセント以下のものに限る。）	ホルムアミド	ホスホン酸水素ジメチル	ホスホン酸水素ジブチル	飽和脂肪酸（炭素数が十三以上のもの及びその混合物に限る。）	ペンタン	一・三―ペンタジエン	ペンタクロロエタン	ペテロラタム	ベンゼントリカルボン酸トリオクチル	ベンゼン（濃度が十重量パーセント以上の粗製ベンゼンを含み、前号に掲げる物質を含むものを除く。）	ベンジルアルコール	ヘプチルアルコール	ヘキシルアルコール（メチルペンチルアルコールを除く。）	一・六―ヘキサンジオール（蒸留物に限る。）

一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 〇 | 二 | 二 | 一 | 一 | 一 | 〇 | 一 | 二 | 一 | 一 | 二 | 一 | 一 | 一 |

